

資料

2 - (1)

会長及び副会長の選任について（案）

（令和2年4月1日～令和4年3月31日）

氏名	会長・副会長	協議会職名	指導員会職名
今野三郎	会長	北見支部長	北見市指導員会会長
鹿野内吉実	副会長	端野支部長	端野町指導員会会長
根本勝之	副会長	常呂支部長	常呂町指導員会会長
天野勲	副会長	留辺蘂支部長	留辺蘂町指導員会会長
遠藤光江	-	北見副支部長	北見市指導員会副会長
村田富士男	-	北見副支部長	北見市指導員会副会長
亀田一三	-	端野副支部長	端野町指導員会副会長
芥川道広	-	常呂副支部長	常呂町指導員会副会長
高橋勝夫	-	留辺蘂副支部長	留辺蘂町指導員会副会長
幅崎幸男	-	留辺蘂副支部長	留辺蘂町指導員会副会長

令和2年度 事業計画 (案)

1 交通安全運動への積極的な参加

(1) 期別運動

春の全国交通安全運動	4月 6日 (月) ~ 4月15日 (木)
春の行楽期の交通安全運動	5月15日 (金) ~ 5月24日 (日)
夏の交通安全運動	7月13日 (月) ~ 7月22日 (水)
秋の全国交通安全運動	9月21日 (月) ~ 9月30日 (水)
秋の輸送繁忙期の交通安全運動	10月15日 (木) ~ 10月24日 (土)
冬の交通安全運動	11月13日 (金) ~ 11月22日 (日)

(2) 交通安全の日等の運動

飲酒運転根絶の日	7月13日 (月)
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日 (金)・9月30日 (水)
道民交通安全の日	毎月15日
自転車安全日	毎月第1・第3金曜日
無事故の日	6月25日 (木)
バイクの日	8月19日 (水)

2 活動

- 通学路での立哨
- 交通安全指導車によるパトロール
- 街頭啓発
- パトライト作戦

北海道交通安全指導員連絡協議会の加入方法について

北海道交通安全指導員連絡協議会規約（抜粋）

第5条 この会の会員は、この会の趣旨に賛同して入会した市町村の交通安全指導員会、又は交通安全指導員の所属する機関・団体とする。

道交指連会費額について

道交指連規約第6条（「会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」）に定める会費は、次のとおりとする。ただし1口の金額は4千円とする。

1 人口1万人未満	1口 ※端野・常呂・留辺蘂
2 人口1万人以上3万人未満	2口
3 人口3万人以上10万人未満	3口
4 人口10万人以上20万人未満	5口 ※北見
5 人口20万人以上30万人未満	6口
6 人口30万人以上	7口

自治区ごとの人口（令和2年9月30日現在）

北見自治区	101,845人
端野自治区	4,442人
常呂自治区	3,569人
留辺蘂自治区	5,785人
北見市全体	115,641人

北海道交通安全指導員連絡協議会 合併市町村の加入状況（令和元年12月1日現在）

合併期日	新市町村	旧市町村	加入状況
H16.12.1	函館市	函館市・戸井町・恵山町・楳法華村・南茅部町	新市
H17.4.1	森町	森町・砂原町	新町
H17.9.1	せたな町	大成町・瀬棚町・北檜山町	旧町
H17.9.1	士別市	士別市・朝日町	新市
H17.10.1	遠軽町	生田原町・遠軽町・丸瀬布町・白滝村	新町
H17.10.1	石狩市	石狩市・厚田村・浜益村	新市
H17.10.1	八雲町	八雲町・熊石町	新町
H17.10.11	釧路市	釧路市・阿寒町・音別町	旧市町
H18.2.1	北斗市	上磯町・大野町	新市
H18.3.1	伊達市	伊達市・大滝村	新市
H18.3.1	日高町	日高町・門別町	新町
H18.3.5	北見市	北見市・端野町・常呂町・留辺蘂町	旧市町
H18.3.20	枝幸町	枝幸町・歌登町	新町
H18.3.27	岩見沢市	岩見沢市・北村・栗沢町	新市
H18.3.27	名寄市	名寄市・風連町	新市
H18.3.27	安平町	早来町・追分町	新町
H18.3.27	むかわ町	鶴川町・穂別町	新町
H18.3.27	洞爺湖町	虻田町・洞爺村	新町
H18.3.31	大空町	東藻琴村・女満別町	新町
H18.3.31	新ひだか町	静内町・三石町	旧町
H21.10.5	湧別町	上湧別町・湧別町	新町

○北見市交通安全指導員協議会設置条例

(平成 18 年 3 月 5 日条例第 124 号)

改正 令和 2 年 3 月 18 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 市民の交通事故防止と安全保持を図るため、北見市交通安全指導員協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の組織)

第 2 条 協議会は、119 人以内の交通安全指導員(以下「指導員」という。)をもって組織する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、第 6 項の支部長の互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、その活動を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

5 協議会に北見市自治区設置条例(平成 18 年条例第 14 号)第 2 条に規定する自治区の区域ごとに支部を置き、指導員は、いずれかの支部に属するものとする。

6 支部に支部長及び副支部長を置く。

7 前項に定めるもののほか、支部の組織については、規則で定める。

(指導員)

第 3 条 指導員の任期は、2 年とする。ただし、指導員が欠けた場合における補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 指導員は、再任されることができる。

3 市長は、特別な事由があるときは、任期の期間中であっても、指導員を解任することができる。

(職務)

第 4 条 協議会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 交通安全施策の推進に関すること。

(2) 市民の安全な通行保持のための指導に関すること。

(3) 教育機関等における交通安全教育に関すること。

(4) 市民の交通安全思想の高揚と普及啓発に関すること。

(5) その他市長が必要と認めた事項

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、規則で定める指導員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した指導員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(研修)

第6条 指導員は、その職務の遂行上、常に必要な研修に努めなければならない。

(被服等の貸与)

第7条 市長は、被服その他指導員の職務遂行上必要な物品を貸与する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月5日から施行する。

附 則(令和2年3月18日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○北見市交通安全指導員協議会設置条例施行規則

(令和2年4月1日規則第21号)

北見市交通安全指導員設置条例施行規則(平成18年規則第139号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 北見市交通安全指導員協議会設置条例(平成18年条例第124号。以下「条例」という。)の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支部長等の職務)

第2条 支部長は、各支部を代表し、その活動を統括する。

2 副支部長は、支部等を補佐し、支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した副支部長がその職務を代理する。

(班の設置)

第3条 支部に必要な応じて班を置くことができる。

2 班に班長を置く。

3 班長は、班内の連絡調整に当たる。

(指導員の資格)

第4条 指導員の資格は次の各号に掲げるものとし、その人数は当該各号に定める数とする。

(1) 北見自治区内に住所を有する見識者 55人以内

(2) 端野自治区内に住所を有する見識者 14人以内

(3) 常呂自治区内に住所を有する見識者 20人以内

(4) 留辺蘂自治区内に住所を有する見識者 30人以内

(会議の構成)

第5条 条例第5条第2項の規則で定める指導員は、会長、副会長、支部長又は副支部長の職務を行う指導員とする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を市民環境部に置く。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。